

必要書類一覧（申請時）

【令和5年度住民税非課税の方】

必要書類	注意事項
①様式第3号（第7条関係） 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） 申請書（請求書） ②申請者の本人確認書類（運転免許証、保険証等）の写し ③マイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）の写し ④給付金の受取口座が確認できる書類（通帳またはクレジットカードのコピー） ※児童手当または特別児童扶養手当の口座と異なる口座を指定する場合のみ ⑤（別居の家族がいる方）世帯の状況を確認できる書類	①公務員として児童手当を受給している方は、児童手当受給状況証明欄に所属庁（勤務先）での証明が必要となります ②マイナンバーカードの写しを提出される方は、②③を兼ねます ③本人、配偶者等のマイナンバーが必要です ④ゆうちょ銀行を指定される方で通帳のコピーを添付される方は、通帳内の「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」が記載された箇所の写しを添付してください ⑤家族全員分のわかる戸籍謄本など

【家計急変に該当する方】

必要書類	注意事項
上記①～⑤ ⑥様式第4号（第7条関係） (1)簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】 (2)簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】 ⑦収入額が分かる書類（給与明細等） ⑧【添付書類】様式第4号（第7条関係）収入状況申立書 ⑨【添付書類】様式第4号（第7条関係）扶養親族等の収入（所得）等申告書 ⑩⑨に記載した扶養親族のマイナンバーの分かるもの （マイナンバーカード、通知カード等）の写し ⑪委任状（代理の方が申請する場合）	上記①～⑤ ⑥(1)(2)どちらかの提出が必要です (1)給与、年金収入の方、事業、不動産収入のある方で経費のない方、または経費を計上しなくても非課税基準を満たす方の様式です (2)給与、年金以外の収入のある方で、経費を計上することで非課税基準を満たす方の様式です ・どちらの様式においても、確認事項欄の「申請者氏名」「配偶者等氏名」は本人の自署が必要となります。ただし、⑩委任状を提出された場合は、委任を受けた者が代理署名することができます。 ⑦収入がない場合は、⑧の提出が必要となります。ただし専業主婦であるなど、収入がないことが明白である場合は提出の必要はありません ⑧「いつから」「どうして」非課税水準となったか、その経過等について詳細に記載することが必要となります ⑨⑦と同月における、扶養親族の収入額が分かる書類。ただし扶養親族がいない、専業主婦であり収入がないことが明白である場合は提出の必要はありません ⑩扶養親族の所得が、扶養対象となるか確認するために使用します。 ⑪委任者本人による作成が必要となります また、免許証等により、代理人本人であることの確認を行います

※その他、各様式に提出が定められている書類がありますので、各様式に記載された内容も併せてご確認ください。